

「責任ある調達」ブルック

CIBJO (国際貴金属宝飾品連盟)
責任ある調達委員会

CIBJO Sustainable Development Commission
2019-01-06



THE BLUE BOOKS

目次

序文.....	3
はじめに.....	5
CIBJO 責任ある調達に関する方針.....	6
1. 方針の適用範囲.....	6
2. 宝飾品サプライチェーンにおける課題.....	6
3. CIBJO 責任ある調達に関する方針.....	7
3.1 「責任ある調達方針」の確立と実践.....	7
3.2 サプライチェーンのデュー・ディリジェンス（適正評価）.....	8
3.3 顧客・取引先確認（KYC）.....	9
3.4 資金洗浄、贈収賄および便宜依頼のための支払.....	10
3.5 紛争に加担しない調達を行うためのリスク管理.....	10
3.6 人権.....	11
3.7 製品情報の正確性.....	11
3.8 早期警告、苦情処理、内部告発.....	12
3.9 「責任ある調達」認証.....	12
4. CIBJO 責任ある調達ブルーブック 付録.....	13
4.1 規格、ガイダンス、認証機関のリスト.....	13
4.1.1：一般的な責任あるサプライチェーンのガイダンスおよび規格.....	13
4.1.3：手掘り採掘に関する責任あるサプライチェーンのガイダンスおよび規格.....	14
4.1.4 責任ある調達を専門とする監査法人.....	15
4.2 CIBJO 責任ある調達チェックリスト.....	16

謝辞

特定非営利活動法人ダイヤモンド・フォー・ピースによって、本ブルーブックは日本語に翻訳されました。同法人の以下の方々に CIBJO より御礼申し上げます。

訳 池田智子、富田泉、藤井碧

監訳 岡上美穂

全体監修 特定非営利活動法人ダイヤモンド・フォー・ピース

序文

CIBJO は、フランス語の *Confédération Internationale de la Bijouterie, Joaillerie, Orfèvrerie, des Diamants, Perles et Pierres* の頭文字で、国際貴金属宝飾品連盟（通常は国際宝飾品連盟に短縮）の意味である。1926 年、欧州における宝飾品貿易を代表しその発展のために欧州組織 BIBOAH として設立され、1961 年、再編成とともに CIBJO に名を改め、2009 年にさらに再編成され、正式に「国際貴金属宝飾品連盟」と名付けられた。今日スイスを本拠地とする CIBJO は、宝飾品サプライチェーンにかかわる国内・国際的な業界団体や商工団体が加盟する非営利連盟機関である。現在、世界全 5 大陸の国からの加盟団体がいる。CIBJO は 1968 年に専門用語と貿易業務に関する最初の出版物を発表した。

貴金属宝飾業界において、世界中の慣行取引や用語体系を記録するのが CIBJO の務めである。それらの記録は国の従来の公正な取引規制の補完にも、また関連する国内法がない場合は取引基準にもなる。他国の法律、規範、商習慣と矛盾する法や規範が存在する国においては、CIBJO は貿易障壁の拡大を防ぐために国内貿易機関への支援を行う。CIBJO の目的は、調和を促し宝飾業界における国際的な協力を促進し、世界中の取引において懸念される問題を検討し、加盟団体・企業と積極的に情報交換を行うことである。中でも最も重要な目的は、業界における消費者の信頼を守ることである。CIBJO は、情報に基づいた審議をとおしてこれらの目的を追求し、規則に従って決定を行う。CIBJO 基準を維持し実践するため、そして業界に対する一般市民の信頼を守るため、CIBJO は加盟団体・企業の自発的な取組に期待している。

この文書で使用される商号や組織名は、読者の便宜のために提供される情報であり、その組織が提供するサービスの承認や推薦を意図するものではない。

CIBJO の業務は、委員会、部会、セクターによって遂行される。委員会と部会は宝飾品サプライチェーンで使われる基準の検討を行う。セクターは宝飾品業界の取引段階に相当する。セクターと部会は宝飾品業界に影響を及ぼす現行の商習慣や問題について執行委員会に助言を行う。

CIBJO には 3 つの独立したセクターがある。

- セクターA — 商品部門
- セクターB — サプライチェーン部門
- セクターC — サービス部門

執行委員会は、詳細な問題について検討する部会を任命することができる。現存する部会は以下のとおりである。

カラーストーン原石

珊瑚

ダイヤモンド

倫理

宝石学

マーケティングと教育

真珠

貴金属

責任ある調達

ダイヤモンド、カラーストーン原石、真珠、貴金属の 4 部会は、これらの素材に関する貿易業務を表すガイドラインを作成した。これを把握することは関係者全員にとって最大の関心事であろう。

セクターと部会は、ブルーブックとして知られる基準の改善を、執行委員会に提案する。審査後、執行委員会は改訂案を理事会に提出し、承認された場合は年次総会で改訂を周知する。改訂内容を実践するよう支援することは、私たちの相互責任である。これはダイヤモンド、カラーストーン原石、真珠、貴金属に携わる仕事をしているすべての人々に関係することだからである。CIBJO 基準は、CIBJO 加盟団体・企業が所在する国や地域における政府規制の対象である。

各国の CIBJO 傘下団体は、原則として、上記セクターに関与する全国内業界団体を代表している。この民主的な組織には国際貿易や国際商業団体も含まれており、CIBJO の世界的な評価につながっている。CIBJO は、国際会議や検討の場を提供することで貿易・取引の課題に対して関係者の関心を集め、導き出された決定を実行する。

CIBJO 事務局：

CIBJO 国際貴金属宝飾品連盟

Viale Berengaria, 19

20149 Milano, Italy

Tel: +39-02-4997-7098 / 7097 / 6187 Fax: + 39 02- 4997-7059

E-mail: cibjo@cibjo.org

Web site: www.cibjo.org

はじめに

CIBJO は国連経済社会理事会（ECOSOC）の特殊協議資格を有する。したがって CIBJO は宝飾業界を代表し、国連開発目標の実現のための戦略と目標を示すことができる。この点において CIBJO の戦略は少々複雑である。CIBJO は、宝飾業界への消費者の信頼を脅かす問題や、宝飾品自体に対する消費者の信頼を脅かす問題の解決に貢献する。同時に、CIBJO が活動する国や地域において、持続可能な経済的、社会的機会を創出する宝飾業界の発展に力を尽くす。

CIBJO は、さまざまな脅威に対処する取組やプロジェクトを支援し、消費者の信頼を維持する活動を行う。脅威とは、たとえば紛争ダイヤモンドや紛争カラーストーン、資金洗浄や紛争資金の調達、疑わしい宝石基準や試金基準、純度認証極印の偽造、鉱山や工場で発生する可能性の高い労働者の健康問題、環境破壊、そして特に児童労働を含む雇用行為などである。CIBJO の責任ある調達方針は、宝飾業界のサプライチェーンに対する「注意義務」の一環として業界に教育的指導を提供することを目的としている。

業界基準の調整は CIBJO の使命の中でも重要なものであり、宝飾品自体に対する消費者の信頼を維持する取組みの中心に位置づけられる。宝飾業界における世界共通基準と専門用語の拡充に向けて CIBJO は「ブルーブック」システムを開発した。これはダイヤモンド、カラーストーン、真珠および他の有機物質、貴金属、そして宝石鑑定機関に対する最も信頼のおける鑑定、方法、および用語体系の一連の基準となるものである。このブルーブックシステムは、宝飾業界のサプライチェーンにおいて原材料の責任ある調達を促進するため、国を超えて重要な共通の枠組みを提供する。

責任ある取組みならびに業界基準の調整を促進するため、CIBJOは各国政府、市民社会、産業、貿易機関と強固な関係を築き、宝飾品サプライチェーンにおいて利益や評判が考慮され、基準が適用されるよう働きかける。中でも特に強いつながりがあるのは、責任ある取組みや基準に関するガイダンスを業界向けに発行する複数の組織（付録4.1の一覧参照）と、宝飾品サプライチェーンの全セクターにおいて責任ある企業行動の促進を目指して活動するいくつかの組織である。

CIBJOの責任あるビジネスガイドの一環として、本ブルーブックは業界と加盟団体・企業に対し、政府、国際機関、市民社会、貿易機関、そしてサプライチェーン関係者のうち、主要な支持者によって調整され承認された、責任ある調達に関するCIBJOの方針と実用的な推奨ガイダンスを概説するものである。

CIBJO責任ある調達委員会

2018年12月

CIBJO 責任ある調達に関する方針

1. 方針の適用範囲

CIBJO 責任ある調達に関する方針（以下、「本方針」）は、CIBJO 加盟団体・企業および宝飾品サプライチェーン一般に対する提言およびガイダンスであり、宝飾品業界のサプライチェーンに「注意義務」をもたらすことを目的としている。本方針は継続的改善の過程として実践するもので、さまざまな企業、サプライチェーン、セクターによって状況が大きく異なる場合があることを認識している。

本方針は、加盟団体・企業が関わるサプライチェーンを通じて、宝飾品のサプライチェーン関係者が、責任ある調達を可能な限り実践するために使用できる指針および手続きを提案するものである。

本方針は、責任ある企業行動およびサプライチェーン・デュー・ディリジェンス（適正評価）のガイダンスである。これは、貴金属または宝石原料の採掘場までのトレーサビリティ（追跡）をもたらすシステムではなく、また、そのように説明または解釈されるべきものではない。

本方針は、各企業のサプライチェーンの状況に応じて実践されるべきである。本方針は、デュー・ディリジェンス（適正評価）の詳細な手法を定義するものではない。なぜならそれは企業ごと、セクターごとに異なるからである。

本方針は、CIBJO 加盟団体・企業および宝飾品サプライチェーン一般に対する提言およびガイダンスであり、**CIBJO が制定する基準や法令遵守メカニズムではない**。CIBJO は、加盟団体・企業が責任ある調達関連方針の実践に関する証明またはその他の正式な認定を希望する場合、本方針の付録に記載の国際標準化機関などに申請することを提案する。

2. 宝飾品サプライチェーンにおける課題

本方針は、宝飾品サプライチェーンが非常に細分化され、多様で多層であること、そして、国や、貴金属および原石を含むサプライチェーンのセクターによって高度化の度合いが異なることを認識している。

特に、本方針は、カラーストーンのサプライチェーンが、手掘り鉱山と中小企業に大きく依存することを認識している。それゆえ、すべてのサプライチェーンがすぐに本方針に記載のガイダンスを実践できるわけではない。このガイダンスは、継続的改善の原則に基づく「ロードマップ（道標）」として扱われるべきものである。

すべての企業が直ちに当ガイダンスを実践できるわけでも、関連するすべての基準や手本となる慣行に準拠できるわけでもない。当ガイダンスは、各企業の能力に応じ、サプライ

チェーンにおいて性格な情報の入手・管理・公開を、デュー・ディリジェンス（適正評価）を通じて継続的に改善するための手引書として使用できる。

3. CIBJO 責任ある調達に関する方針

本方針は、「経済協力開発機構（OECD）紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」、およびキンバリープロセス認証制度に準拠し、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持する。CIBJO は、当ガイダンスに従う加盟団体・企業が、責任ある調達に関連するものを含め、事業活動を行うすべての国の法律に従うことを求める。

同 OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス¹

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd_ddg_jp.pdf) は、手掘り採掘労働者、現地輸出企業、鉱物加工企業から、これらの鉱物を製品に使用する製造企業や小売企業までが参加する鉱物のサプライチェーン全体において、企業がどのようにリスクを特定しより良く対処するかを明らかにしている。同 OECD ガイダンスは、すべての鉱物に適用され、その適用範囲は全世界である。これは米国の法律（「ドッド・フランク法」）で参照および使用されており、EU の責任ある鉱物のサプライチェーンに関する規制の基礎となっている。

CIBJO は、ダイヤモンドのサプライチェーン関係者に「ワールド・ダイヤモンド・カウンシル（WDC）ダイヤモンドに関する業界保証制度ガイドライン」の実践を要求する。

CIBJO は、すべての加盟団体・企業に対し、OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスに従って自身のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス（適正評価）に取り組み、サプライチェーンが責任を持って確実に管理されることを推奨する。

本方針では、各加盟団体・企業が (i) 「責任ある調達方針」を整備し、(ii) 自社のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス（適正評価）に取り組み、リスクを特定、評価、低減することを推奨する。

3.1 「責任ある調達方針」の確立と実践

すべての加盟団体・企業は、自社の「責任ある調達方針」の確立と実践、および社内でのデュー・ディリジェンス（適正評価）と報告（該当する場合）に責任を持つ専任の「コンプライアンスオフィサー」を配置することが求められる。中小企業では、この「コンプライアンスオフィサー」が企業のオーナーであることも多い。

加盟団体・企業は、その事業範囲、事業に使用する貴金属と宝石原料、および事業の複雑なサプライチェーンに適用する「責任ある調達方針」を定める必要がある。同方針は、事業に適したものでなければならず、複雑で詳細なものである必要はない。しかし、仕入先

¹ 原文では OECD ウェブサイトに掲載の原文のリンク (<https://www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm>) が表示されている。

や関係者にとって非常に明確であること、同方針の実施が取引の文書化によって検証可能であることが求められる。

加盟団体・企業は、自社の「責任ある調達方針」に準拠する、仕入先との取引条件、取引方針および手続きを整備し文書化する必要がある。コンプライアンスオフィサーは、特に貴金属（金、銀、白金族金属）と宝石原料（ダイヤモンド、カラーストーン、真珠）のサプライチェーンにおいて責任ある調達を実践するために自社の方針を確立し、これを仕入先および外部関係者に伝えることが求められる。

加盟団体・企業は、これらの取引条件や取引方針が事業全体を通じて実践されていることを、請求書、保証書、納品書、製品証明書などの取引書類によって証明できることが求められる。

3.2 サプライチェーンのデュー・ディリジェンス（適正評価）

加盟団体・企業は、自社のサプライチェーンをできる限り理解し調査するためのデュー・ディリジェンス（適正評価）の明確な手順を確立すべきである。これには、自社の仕入先の確認、「顧客・取引先確認（KYC）」の詳細、取引条件、そして原材料の出所証明（貴金属精製所証明書、請求書、ブロックチェーンによる検証など）が含まれる。

加盟団体・企業は、企業登記情報や企業ウェブサイトなどを通じて自社の仕入先を詳細に理解し、これらの仕入先を対象に「顧客・取引先確認（KYC）」を行い（下記参照）、取引条件を书面化し、製品や原材料の出所について可能な限り文書化する必要がある。企業の「責任ある調達方針」や「サプライチェーン方針」は、あらゆる仕入先との契約や合意に組み込まれる必要がある。

このようなデュー・ディリジェンス（適正評価）を通じて、加盟団体・企業は、自社のサプライチェーンにおけるリスクを特定し、これらのリスクによる悪影響の可能性を評価するための手順を有し、これらのリスクを軽減または排除するための対策を講じるように取引先に働きかける準備ができるようになるはずである。

自社のサプライチェーンを理解する一環として、可能であれば、加盟団体・企業は、自社の「責任ある調達方針」に反する可能性のあるサプライチェーン上のリスクを特定することを目的としたリスク評価を実施すべきである。

また、加盟団体・企業は、それぞれの貴金属・宝石原料のサプライチェーンにおける悪影響のリスク評価も実施するべきである（たとえば、貴金属・宝石原料のサプライチェーンに紛争地域からの調達が含まれているかどうかを調査するなど）。

何らかのリスクが特定された場合、加盟団体・企業はそのリスクに対応するための戦略と行動計画を立案・実施し、そのサプライチェーンについてより詳細なデュー・ディリジェンス（適正評価）を行うべきである。対応例として以下を挙げる。

a) たとえ特定されたリスクがないという結果であったとしても、実施したサプライチェーンのリスク評価の結果を、会社が指定する経営陣や管理職に報告する。

b) リスク管理計画を考案し採用する。測定可能なリスク緩和努力を行いながら取引を継続する、測定可能なリスク緩和措置を進行させながら取引を一時的に停止する、リスク緩和措置が失敗した場合またはリスク緩和措置を実行不可能／容認できないと見なした場合に仕入先との契約を解除する、以上のいずれかの方法によって、リスク管理のための戦略を考案する。

c) リスク管理計画を実施し、リスク緩和の取組みの成果を監視・追跡し、指定された経営陣や管理職に報告する。

d) 緩和が必要なリスクに対して、もしくは状況が変わった場合、事実・リスク評価を追加で実施する。

加盟団体・企業はサプライチェーン上の立場に応じて、また自社にその能力があるかどうかに応じて、自社のサプライチェーンの中で特定された点について、独立した第三者による検証や監査を実施することが望ましい。

可能であれば、その加盟団体・企業は、自社のウェブサイト、企業の社会的責任（CSR）報告書または年次報告書などで、自社サプライチェーンのデュー・ディリジェンス（適正評価）について報告すべきである。

3.3 顧客・取引先確認（KYC）

加盟団体・企業は、自社のサプライチェーンを構成する企業等に対して顧客・取引先確認（「KYC」）を行うべきである。これは、取引を行うすべての組織の情報を確認し、自社との取引関係を明確に理解し、通常とは異なる、または疑わしい取引を見極め、それに対応する能力を持つことを企業に求めるものである。

顧客・取引先確認（KYC）の諸原則は、現在稼働中のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス（適性評価）対象に含まれていない可能性のある貴金属や宝石原料の在庫にも、過去の供給源を特定する努力を行い適用されるべきである。

顧客・取引先確認（KYC）の手続きの例は、以下のようなものが考えられる。

i. 基本的な企業情報の情報収集・分析

ii. 法人登記簿など公になっている関係者リストとの名前の照合

iii. 特にスクラップやリサイクル品の供給源の特定に関する加盟団体・企業の方針と手続きの詳細

iv. 特に、紛争地域からの貴金属や宝石原料の供給傾向と、これら原料の現金取引売買に関する加盟団体・企業のリスク判断

v. 顧客の取引行動を基にした予想

vi. 企業履歴記録と照らし合わせた上での顧客の取引行動のモニタリング

リサイクルまたはスクラップ原材料のすべての供給元について、顧客・取引先確認 (KYC) を行ったことを示す書面を作成することを推奨する。

3.4 資金洗浄、贈収賄および便宜依頼のための支払

加盟団体・企業は、以下のような方針を確立しなければならない。

a. 加盟団体・企業およびその代理人が行う全商業行為および取引における贈収賄を禁止する。

b. 贈収賄の疑いに関する懸念を善意で特定したこと、贈収賄行為を拒否したこと、または便宜依頼のための支払が禁止されている場での同支払を拒否したことに対する罰則や不利な結果から、加盟団体・企業の従業員を保護する。

c. 第三者との贈答品の申し出や受領に関して、加盟団体・企業の従業員が従うべき基準や承認手続きを設ける。

d. 設定した方針や手続きを、関係管理職と従業員を対象に教育する。

e. 加盟団体・企業の方針に従い、第三者に贈った・受領した贈答品を贈答品登録簿に記録する。

f. 組織内のあらゆる贈収賄疑い事案を調査する。

適用法が便宜依頼のための支払を認めている場合、加盟団体・企業は以下のようにすべきである。

a. 便宜依頼のための全支払を排除する、もしくは時間をかけて規模と頻度を減らすための行動をとる。

b. 便宜依頼のための支払が、限られた性質かつ範囲のものであることを確認する。

c. 加盟団体・企業の名で行った、または加盟団体・企業のために行った便宜依頼のための支払を監視、監督し、完全な説明責任を負う。

加盟団体・企業は、仕入先や顧客等の関係企業に対して、顧客・取引先確認 (KYC) の原則を適用すべきである。これには通常と異なったり疑わしい取引活動がないか、取引を監視することや、資金洗浄やテロ資金供与の疑いを関連指定当局に報告することが含まれる。

加盟団体・企業は適用法のもとで、予め決定した金額を超えるすべての現金または現金に類する取引記録を保管し、必要に応じて、これらを関連指定当局に報告する必要がある。

3.5 紛争に加担しない調達を行うためのリスク管理

デュー・ディリジェンス (適正評価) は、加盟団体・企業に供給される貴金属または宝石原料の採掘、輸送、取引、取り扱い、または輸出が、非国家武装集団への直接的または間接的支援につながっていないことの保証を目指すべきである。加盟団体・企業は、紛争

に関連するあらゆるリスクを特定するため、自社のサプライチェーンを評価する手段を講じるべきである。

貴金属や宝石原料の採掘、輸送、取引、取り扱い、輸出を通じた非国家武装集団への直接的または間接的支援には、以下のような非国家武装集団またはその関連会社からの調達、それらへの支払い、その他の後方支援や設備の提供が含まれるが、これらに限定されるものではない。

a : 鉱山や製造拠点、輸送ルート、貴金属・宝石原料の取引場所、サプライチェーン上流の関係者を不法に支配すること

b : 鉱山や製造拠点への経路上、輸送ルート、または貴金属・宝石原料が取引される場所で、貴金属・宝石原料に不法に課税したり、ゆすり取ったりすること

c : 仲買人、輸出企業、国際取引企業に対して不法に課税または恐喝すること

加盟団体・企業は、国際的な規格やガイダンスに基づく認証取得を通じて、紛争に加担しない調達を行うためのリスク管理実施を保証することができる（例：ダイヤモンドの場合、政府に対抗する反政府集団の資金調達や紛争のリスクに関するキンバリープロセス認証、貴金属の場合、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）の責任ある調達基準）。

3.6 人権

加盟団体・企業は、その規模や状況に応じた方法で、自社およびその仕入先が人権を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を遵守することを保証すべきである。最低限の基準は以下を含む。

a : 「責任ある調達」の一環として、人権尊重を企業方針として約束する

b : 「責任ある調達」の一環として、人権への影響を特定し、人権侵害を予防・緩和し、対処する方法を説明することをデュー・ディリジェンス（適正評価）の手続きに含める

c : 加盟団体・企業が人権への悪影響を引き起こした、または助長したことを発見した場合、加盟団体・企業はその是正作業を実施する、またはそれに協力するものとする

加盟団体・企業のサプライチェーンに対するデュー・ディリジェンス（適正評価）は、自社の仕入先も OECD ガイダンスに定められたこれらの人権およびその他のデュー・ディリジェンスの要件に従っていることを確認する必要がある。

3.7 製品情報の正確性

加盟団体・企業は、CIBJO リテイラーズ・リファレンス・ガイド（小売業むけガイドブック）や関連する CIBJO ブルーブックに従い、サプライチェーンを通じた貴金属や宝石の原材料や製品が正しく明確に表現され、開示されていることを確認しなければならない。これには、証明書やその他の認証（例：ダイヤモンドのグレーディングレポート、金の純度／品位証明書）の提供が含まれる。

3.8 早期警告、苦情処理、内部告発

加盟団体・企業は、自社または他のサプライチェーンにおいて、早期警告型リスク認識システムとして、企業レベルまたは業界全体の苦情処理メカニズムを持つべきである。同時にそのようなシステムを有する証拠を備えておくべきである。すべての苦情または特定されたリスクの報告内容は、加盟団体・企業によって嚴重に取り扱われるべきである。

3.9 「責任ある調達」認証

CIBJO の本方針は、加盟団体・企業と宝飾品サプライチェーン一般を対象とした実践的なガイダンスの提供を目的とする。業界関係者が、責任ある宝飾品業のための協議会（RJC）、責任ある鉱物イニシアチブ（RMI）、SCS 責任ある調達基準、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）など外部の独立した規格認証機関による、責任ある企業活動やサプライチェーン・デュー・ディリジェンスの検証や認証を得ることを妨げない。

また、すべての業界関係者が、業界のガイダンスや規格に従ってサプライチェーンを直ちに認証してもらう資源を持っているわけではないことも認識している。そのため、本方針は継続的改善の原則を適用している。

加盟団体・企業が CIBJO の方針に基づいて認証や承認されることを希望する場合、CIBJO はその加盟団体・企業が適切な国際標準化機関の認証を受けることを推奨する。

CIBJO は付録として、関連する規格とガイダンスの一覧を提供する。このリストは包括的なものではなく、CIBJO のガイダンス更新の一環として継続的に更新されるものである。

加盟団体・企業は、CIBJO の方針と自社のデュー・ディリジェンス（適正評価）の手続きを、関連する認証範囲の一部として含める必要がある。

CIBJO は、付録に記載されているスキームや規格の認証が、責任ある調達を専門とする独立した第三者監査法人によって検証されることを推奨する（例は付録に記載）。

4. CIBJO 責任ある調達ブルーブック 付録

4.1 規格、ガイダンス、認証機関のリスト

以下のリストは、加盟団体・企業と業界関係者が企業の「責任ある調達方針」の設計と実施のための照会先や支援窓口として使用できる、国際的な規格・ガイダンス組織の情報を提供するものである。これらのリストはすべてを網羅しているわけではないため、業界関係者や加盟団体・企業には参考として利用されたい。

4.1.1：一般的な責任あるサプライチェーンのガイダンスおよび規格

a：経済協力開発機構（OECD）

OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

(OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas) - www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm

b：責任ある宝飾品業のための協議会（Responsible Jewellery Council, RJC）

RJC 実務指針（RJC Code of Practices） - www.responsiblejewellery.com

c：責任ある鉱物イニシアチブ（RMI Responsible Minerals, RMI）

RMI 責任ある鉱物保証プロセス

(RMI responsible Minerals Assurance process) - www.responsiblemineralsinitiative.org

d：SCS グローバルサービス（SCS Global Services）

SCS グローバルサービス 責任ある鉱物・採掘・宝飾品

(SCS Global Services Responsible Metals, Mining and Jewellery) - www.scsglobalservices.com

e：ジュエラーズ・ビジランス委員会（Jewelers Vigilance Committee, JVC）（米国）

エッセンシャルガイドシリーズ（Essential Guide Series） - www.jvclegal.org

4.1.2：宝飾産業の金属および原石に関する責任あるサプライチェーンのガイダンスおよび規格

a：ロンドン貴金属市場協会（London Bullion Market Association, LBMA）

LBMA 責任ある調達プログラム

(LBMA Responsible Sourcing program) - www.lbma.org.uk/responsible-sourcing

b : ワールド・ダイヤモンド・カウンシル (World Diamond Council, WDC)

WDC 品質保証制度 (WDC System of Warranties) - www.worlddiamondcouncil.org

4.1.3 : 手掘り採掘に関する責任あるサプライチェーンのガイダンスおよび規格

a : アライアンス・フォー・リスポンシブル・マイニング

(Alliance for Responsible Mining, ARM)

手掘り採掘権所有者のためのリスク削減規約 CRAFT

(“CRAFT” Code of Risk Mitigation for ASM) - www.responsiblemines.org

b : ダイヤモンド・ディベロップメント・イニシアチブ

(Diamond Development Initiative) www.ddiglobal.org

c : フェアマインド (Fairmined) (金) www.fairmined.org

d : フェアトレード (Fairtrade) (金) www.fairtrade.org.uk

4.1.4 責任ある調達を専門とする監査法人

名称	ウェブサイト
ビューローベリタス (Bureau Veritas)	www.bureauveritas.com
Figurad Bedrijfsrevisoren	www.figurad.be
インターテック (Intertek)	www.intertek.com
International Associates Ltd	www.ia_uk.com
ISOQAR (India) Private Ltd	www.isoqarindia.com
QIMA (Quality Inspection Management)	www.qima.com
Resource Consulting Services	www.rcsglobal.com
SCS グローバルサービス (SCS Global Services)	www.scsglobalservices.com
SGS	www.sgs.com
UL Responsible Sourcing	www.ul.com/responsible-sourcing

4.2 CIBJO 責任ある調達チェックリスト

	カテゴリー	CIBJO 責任ある調達チェックリスト	はい
3.1	責任あるサプライチェーン方針の確立と実施	方針の責任者または「コンプライアンスオフィサー」の特定	
		「責任ある調達方針」の策定	
		上記方針に基づき、サプライヤーおよびその他の利害関係者と取引条件／方針を確認	
		取引書類（請求書、納品書、製品証明書など）に方針を盛り込む	
		可能な場合、社内スタッフの研修を実施	
3.2	サプライチェーン・デュー・ディリジェンス	サプライチェーンマップの完成	
		すべてのサプライヤーの理解を詳細に記載する	
		あらゆるリスクのリスク評価／特定の完了	
		リスクが特定された場合、より詳細なデュー・ディリジェンスを実施するための行動計画の実施	
		サプライチェーン・デュー・ディリジェンスの結果が、社内報告書および外部出版物（年次報告書、ウェブサイトなど）に含まれる	
3.3	顧客・取引先確認 (KYC)	顧客・取引先確認 (KYC) のための文書化された手順がある	
		サプライヤーの詳細が記入されている（例は CIBJO の方針に記載）。	
		すべてのリサイクル・廃棄品について、顧客・取引先確認 (KYC) の文書を作成している	
3.4	資金洗浄、贈収賄および便宜依頼のための支払	贈収賄を可能な限り禁止するための方針の実施	
		疑わしい取引を特定することができる	
		すべての現金取引に関する記録の保存	
3.5	紛争に加担しない調達を行うためのリスク管理	紛争に関連するリスクがないことを確認するサプライチェーンの評価を完了している	
3.6	人権	「責任ある調達方針」に人権（に関する項目）が含まれている	
		サプライチェーン・デュー・ディリジェンスに人権（に関する項目）が含まれている	

3.7	製品情報の正確性	CIBJO ガイダンスに基づき、すべての原料を正確に表現し、開示している	
3.8	早期警告、苦情処理、内部告発	苦情処理とリスク識別の仕組みを導入している	
3.9	「責任ある調達」認証	関連する認証機関を評価する	